

議案第8号

里庄町公共下水道条例の一部改正について

里庄町公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月5日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

災害時における指定工事店の確保に万全を期すこと及び口座振替の方法により納付する場合の使用料の割引制度（里庄町水道事業給水条例（平成8年里庄町条例第9号）第32条第2項）の廃止に伴い、所要の改正をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町公共下水道条例の一部を改正する条例

里庄町公共下水道条例（平成16年里庄町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第36条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条第2項の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。